

# 新内節 鶴賀 新内 両家の確執

小林 敏

## はじめに

人々が毎日の暮らしの中で、楽しみにしている一つに歌舞音曲がある。庶民に親しまれた歌舞音曲には小唄・三味線・浄瑠璃・舞踊などがあり、ひいきの役者が出演する歌舞伎芝居を楽しんだ。

その浄瑠璃の一つに豊後節があり、これは宮古路豊後掾が創始したもので、豊後節あるいは宮古路節とも呼ばれ、世上で持てはやされた。

この豊後節を新たな曲に節付けして生まれたのが新内浄瑠璃で、鶴賀新内節あるいは鶴賀節とも称され、いつしか略称されて「新内節」と呼ばれるようになった。

新内節の曲調は情けさ・粋さ・艶やかさを特徴的に語る浄瑠璃で、時には聴く人の心情を揺さぶり庶民から多くの支持を得て、さらに人々の口の端にのぼり広く知られ愛誦されるようになった。

評判の高まりにつれて入門を望む者が増し、とくに人材も豊富で

活躍していた新内系太夫の下に多く集まり、これが次第に派閥的な存在になって、家元に対し分派的な行動が、芸名などの訴訟につながった表れであったと考えられる。

また新内系太夫が鶴賀社中にあつては家元との融和に欠けていたのでは、と従来から指摘されていたが、左記の資料を紹介して鶴賀・新内両家の確執の一因が明らかになればと思う。

東京大学総合図書館・酒竹文庫所蔵

(題箋) (表題)

翟巢雑纂 新内節浄瑠璃公事書留

歌舞伎芝居永続願

(内題)

天保九年戊九月十四日公事

四谷伊賀町長五郎店幸次郎同居仁兵衛妻鶴吉事津ち浄瑠璃

家業差障出入一件

磯貝七五郎殿御掛り

表一 鶴賀  
新内 両家公事一覽

番号	項目	提出日	願人	相手	公事 (訴訟 返答書)	判決 (再審 内済)	備考
一一	天保十一・七・十二	つち	吉右衛門 安藏他	済口証文	内済	つち 文化年間より天保十一年 公事訴訟、済口証文	
一〇	天保十一・七・	安藏	つち	詫一札	内済	安藏 岡本宮古太夫 一代限り岡本姓許さる	
九	天保十一・六・	安藏門弟連	つち	詫一札	内済	安藏門弟 岡本姓継続望む 門弟連詫一札	
八	天保十・八・二十二	政太郎・ 他二十一名	つち	詫一札	内済	吉右衛門・弟子連印詫一札	
七	天保十・八・二十二	吉右衛門 久次郎 鉄五郎	つち	詫一札	内済	吉右衛門他二人、弟子証文消印望む 都路加賀太夫名止める	
六	天保九・九・十四	安藏	つち	返答書	再審	安藏 こんよりの稽古なし 孫弟子と主張	
五	天保九・九・十四	吉右衛門 久次郎 鉄五郎	つち	返答書	再審	吉右衛門 天保二年七月 加賀八太夫つちへ戻し 同門弟 久次郎・たつ夫婦	
四	天保九・八・二十九	つち	吉右衛門 久次郎 鉄五郎 安藏	訴訟		吉右衛門 文政四年三月 嶋太夫 同七年五月 加賀八太夫	
三	文政五・十二・二十九	伊之助	こん	訴訟	同年・十二・朔日 内済	伊之助 吉右衛門初名か。	
二	文化九・十二・二十九	こん (代助八)	安藏	訴訟	文化十・三・二十八 内済	安藏 鶴賀新内名こんへ戻し、新内加賀太 夫名乗る。	
一	文化九・十二・二十八	安藏	こん	訴訟	同年・十一・二十六 内済	二代新内 安藏 文化七年七月没す。 鶴賀新内名乗る。	

右の資料から「新内節浄瑠璃公事書留」の内題「天保九年戌九月十四日公事」を繙き、願人・相手それぞれの文書から重要と思われる箇所を抄出し、乱丁も見受けられるので、これを年代順、訴訟ごとにとまとめ別表を作成した(表一)。

この表の順にしたがって抄出した原文を解釈し補足を加え、読点を適宜、付した。

また私注は右傍に(一)をもって記し、写真の新内節・源氏節の正本は家蔵本である。

なお、新内節鶴賀家元の継承を、

初代 鶴賀若狭掾(庄兵衛、宮古路敦賀太夫、富士松敦賀太夫、

朝日若狭掾)

二代 鶴賀鶴吉(若狭掾娘こん、後鶴賀和国、同鶴老)

三代 鶴賀鶴吉(こん娘つち)

右のように定説にしたがって代数・家元名を記した。

本資料には「歌舞妓芝居永統願」も載せられているが、本稿が求める内容と異なるので割愛させていただいた。

### 一 差上申済口證文之事

文化九申年十月中南本所横網町平吉店安蔵の

本石町四丁目惣兵衛店政吉母こんへ相掛候出入

差上申済口證文之事

一南本所横網町平吉店鶴賀新内節太夫安蔵奉申上候、

(前略) 右職名鶴賀新内名前譲受候儀は、右新内兄鶴賀斎

二而之讓状私所持仕候間、其砌の加賀八太夫改新内と宿札差出し、三ヶ年以前の稽古渡世致罷有候、然る処此節狂言座

羽左衛門芝居二而相抱度旨掛合候間、相談之上当月廿一日鶴

賀新内与申看板差出候処、同日夜本石町四丁目惣兵衛店政吉母こんと申者并式拾人斗羽左衛門芝居へ罷越、鶴賀新内与申

名前之者外二無之筋何れの差出候哉、早々看板相下可申段申之来候間、右芝居二而も大勢罷越取敢候二付、口論二も相成

候得は、当顔見せ興行之差支二も可相成哉与私方へ届不申、任其意二看板相下候上二而申候間、驚人何方之もの右躰申来

候哉与相尋候処、前書申上候政吉母こん方の差留候趣承知仕候二付、早速私方の及懸合候処、こん義病氣之由申之、面談

不仕婦人式人罷出、掛合候得共理不尽而已申一向相分不申、尤鶴賀新内与申名前は私師匠新内儀初而相名乗候儀故、外の

故障申筋無御座候、(中略) 然る処鶴賀新内与申名前は相手こん方家元二付、同人の可請処無其儀、相名乗居候段心得違二付、此度対談之上、

安蔵相名乗居候鶴賀新内与申名前相手こん方へ相戻し、已来鶴賀新内与申名前者勿論、鶴賀之名前紋所等迄紛敷義決而仕

間敷旨取極、双方無申分出入内済仕度奉存候(後略)

文化九申年十一月廿六日

南本所横網町平吉店

願人 安蔵

家主 平吉  
五人組 伝蔵  
名主六郎左衛門殿御用ニ付  
代 庄助  
本石町四丁目惣兵衛店

政吉母

相手 こん

家主 惣兵衛

五人組 又三郎

名主 伝左衛門

#### 御番所様

安蔵は加賀八太夫から鶴賀新内に改めたことから、この名は家元方の名であると二代目家元こんが提訴し交渉の結果、和解になり安蔵方から済口証文を役所へ提出した。

この証文には初めに安蔵の師・鶴賀新内（加賀蔵、若蔵）の晩年の様子や、亡くなった時に安蔵が葬儀および後始末などを、次に亡くなった新内の実兄・鶴賀斎から鶴賀新内名を譲られた経緯を述べている。

これに対して家元方では新内を名乗ることを阻止するため、安蔵が市村座に抱えられ顔見世興行に出勤することから、芝居小屋へ大勢が押しかけ抗議という有り様が生々しく記され、新内を名乗ることとは許さない、との家元の抗議に対して、安蔵が文化九年（一八二二）十月二十八日に提訴した。

しかし、審理され交渉の結果、鶴賀新内名は家元方の名であり、家元からお受けするところを断りなく名乗ったことは間違いだたことを詫び、鶴賀新内名を家元方へ返すことで合意した。そして、このたびの訴訟を内済に致したいと取り下げを願い、済口証文を役所へ差し上げた。

この提出された済口証文で、注目されるのは師・鶴賀新内と安蔵との関わりである。目の不自由だった新内は浅草・元鳥越町に住し、晩年は病床に臥した。安蔵は看病人もつけ手厚く介抱し面倒を見たが、惜しくも文化七年（一八一〇）七月に亡くなり、葬式や寺への付け届けなど、後始末も全て安蔵が済ませている。

新内の没後、新内の実兄・鶴賀斎から鶴賀新内の名跡が譲られ、文化九年（一八二二）までの約三年間を、吉右衛門より先に鶴賀新内を名乗った。

これまで安蔵が鶴賀新内を名乗ったことは全く知られず、それも初代・鶴賀若狭掾の門弟では筆頭格の鶴賀斎から、新内の名跡を譲られていたことが初めて明らかになった。

次に本証文に、

相手 政吉母こん

と記していることである。政吉は二代目家元こんの子息、または娘つちの夫の名かと迷うことであるが、過去帳、系図には政吉らしき人物は見かけられず、芸界に籍を置かなかつたとも考えられるが、やはり後に三代目家元を継ぐつちの夫だと考えられる。

つちの夫・政吉は後に仁兵衛を、さらに鶴賀家当主が名乗る庄兵

衛になっている。なお、つちと仁兵衛（政吉）との縁談について、吉右衛門が天保九年（一八三八）九月に提出した返答書の中でも記している。

## 二 差上申済口証文之事

本石町四丁目惣兵衛店鶴賀新内節浄瑠璃家元政吉母こん煩二付、代助八奉申上候、

（前略）右安藏儀新内加賀太夫与職名相改候二付、右名前二而は家元二紛敷、且又新内与申名前は家元名前二有之、并加賀太夫与申名元祖若狭掾之師匠之名前二而、私流儀二而は重職名二付、加賀八太夫、加賀歳等相名乗、其外女子共名取之者へ加賀之式字多分付置候儀ニ御座候間、外名前ニ取替候様安藏へ度々掛合候得共、彼是難決申取替不申、  
（中略）然る処安藏儀新内加賀太夫与相名乗候儀は心得違二付、願人こん方へ右職名相戻し取扱を以、此度安藏儀改こん方弟子二相成、職名八尾太夫与相改、渡世致候積り取極申候（後略）  
文化十酉年三月廿八日

本石町四丁目宗兵衛店

政吉母こん煩二付代

願人 助 八

家主 宗兵衛

五人組 久兵衛

名主 伝左衛門  
南本所横網町平吉店

相手 安藏

家主 平吉

五人組 伝藏

名主六郎左衛門煩二付

代 伊兵衛

### 御番所様

先に安藏が鶴賀新内を名乗ったことから訴訟になったが、双方が交渉の結果、内済にて審理の取り下げを願い済口証文を役所に差し上げた。

しかし、安藏はすぐに新内加賀太夫を名乗り、新内加賀太夫の名は家元方の名で、とくに加賀太夫（後富士松加賀太夫・富士松薩摩掾）は鶴賀若狭掾の師であり、鶴賀新内浄瑠璃では高恩のある大切な名である。

さらに安藏は弟子の名取の者に加賀の名を授けていることから、他の芸名に変えるよう交渉を続けてきたが話がまとまらず、文化九年（一八二二）十二月十九日、家元こんが提訴に及んだ。

その後、相手安藏から返答書が提出され、間違いだつたことを認め新内加賀太夫名を家元方へ返し、改めて家元の弟子になり鶴賀八尾太夫を名乗った。

そして、このたびの訴訟を内済にしていたきたいと、家元こんから文化十年（一八一三）三月二十八日に済口証文を役所へ提出した。

安蔵が新内加賀太夫を名乗ったことで、家元方から訴訟が起こされたが、安蔵が謝り内済になった。その結果、安蔵は鶴賀門下になり鶴賀八尾太夫を授けられ、その際に家元へ差し上げたのが次の弟子証文である。

この証文は一つ書の七箇条からなり、法令や社中の規則の遵守などの内容になっている。この中で特に目に留まったのが次の三箇条である。

#### 入置申弟子証文之事

一 鶴賀之御流儀浄瑠理多年依懇望出情仕候処、未熟ニハ御坐候得共、此度太夫職名家業中一代限り八尾太夫与被下置、芸道之冥理難有仕合奉存候、

一 門弟之内ニ芸道昇進之者有之ハ、家業仕度段相願候、其段定行事衆迄御届仕、家元令師範書付為受之可申候、尤職名一代限ニ候事、

但子孫迄家業ニ仕候ハ、其節家元令師範受之家業可仕候事、

一 不依何事定行事、月行事令觸出候趣、其時々ニ急度相守可申候事、

年号銘無之

南本所横網町

佐兵衛店

安蔵 印

#### 元祖鶴賀

おこん様

小林 新内節 鶴賀  
新内 両家の確執

この弟子証文には年号が記されていないが、文化十年（一八一三）三月に家元と内済になり、安蔵が家元門下になって八尾太夫と改名しているのが、本証文は文化十年に作成されたことが分かる。また、弟子証文に定行事・月行事という職名を記しているが、この職名には町役や団体（同業仲間、座）などで見かけるが、芸界でも取り入れている。

それぞれの職務は未詳であるが、定行事は門弟の古参格で構成され、門弟昇進の審査・上申、社中の統括などを、月行事は社中一統への諸連絡の事務などを扱っていたのでは、と推測される。

しかし、これらの役職が常任または輪番制かなど、各行事衆の職務内容は明らかではないが、鶴賀社中の組織を運営する一端がうかがわれ、芸界でもこのような職務を取り入れていた。

### 三 差上申済口証文之事

文政五年十月浅草駒形町忠兵衛店伊之助令堀江町四丁目幸介店政吉母こんへ相掛候出入

差上申済口証文之事

一 浅草駒形町忠蔵店伊之助奉申上候、私儀若年令多病ニ付浄瑠理稽古仕罷在候処、文化六巳年中師匠鶴賀新内与申者令鶴賀加賀歳太夫と申職名譲受、浄るり家業致居候処、八ヶ年以前文化十二亥年中、堀江町四丁目幸介店庄兵衛母こんと申候者、職名鶴賀鶴吉と申者、右者鶴賀若狭掾娘之由二而、堺町

勘三郎芝居〔中村座〕にて浄瑠り興行可致段右こん方へ申入候二付、こん方ニ芝居へ差出相勤申候名無之由にて、こん儀私方へ罷越、勘三郎芝居江罷出相勤呉候様相頼候得共、私儀ハ元来こん弟子ニハ無之、〔文化七年〕十三ヶ年以前死去いたし鶴賀新内与申もの弟子ニ有之候間、其許弟子内ニ而差出し相勤可申段相断候へ共、こん申候ハ我等方にて芝居へ罷出候者忝人も無之甚及当惑、左候へハ鶴賀若狭掾之家名及退転ニも候由、達而相歎候間氣之毒ニ存、其意ニ任セ鶴賀新内と改名仕勘三郎芝居へ罷出相勤申候、

本証文は文化十二年（一八一五）、中村座から浄瑠璃芝居の興行を行うため、家元方へ出勤の申し入れがあつたが、家元方では舞台を勤められる程の弟子もなく、困惑した家元こんが伊之助方を訪ね芝居への出勤を頼み、このとき加賀歳太夫から鶴賀新内に改名して舞台を勤めた。ここに、

浅草駒形町 伊之助

の名が初めて見えている。これまで吉右衛門の通称は彦次郎・吉右衛門と言われたきたが、住所・家元との関わり・師匠・芸名（加賀歳）などから、吉右衛門の初名は伊之助で、さらに彦次郎・吉右衛門へと改めていたことが分かった。

また、この証文の文中に

庄兵衛母こん

と初めて庄兵衛の名が見られるが、庄兵衛名は鶴賀家当主の名であり通称としても呼ばれていた。

ここに記されている庄兵衛は政吉から仁兵衛へ、さらに庄兵衛へと改め、三代目家元を継ぐつづの夫として後には鶴賀新内を名乗っている。

然ル処〔文政三年〕四ヶ年以前鶴賀新内と申職名返呉候様申之候二付、各任其意名目相通し、其後豊名賀蘭太夫と相改、浄るり節付等迄も相改家業致来り、右こん儀ハ私方ハ取戻候職名鶴賀新内と相成罷在候、私儀ハ当午年五月中、嵯峨御所様ハ蒙文額豊名賀出雲掾と相改罷在候処、当十月堺町勘三郎芝居江被相抱、名前看板差出候処、右こん儀芝居へ罷越出雲掾儀ハ我等弟子ニ有之候与申、仍右之者儀ハ芝居へ差出候儀ハ不相成段相断候二付、勘三郎芝居ハ私へ右之趣申聞相断甚難洪仕候（後略）

文政五年十二月朔日

浅草駒形町

願人 伊之助

町役人

堀江町四丁目幸介店

相手 こん

町役人

御番所様

伊之助は中村座への出勤を果たしたことから、新内名を家元に返し蘭太夫を、更に嵯峨御所様からお許しを賜り豊名賀出雲掾に改め、文政五年（一八二二）十月、中村座への出勤がきまり名前看板を掲げたところ、こん方からの抗議によって芝居への出勤も断られた。

表二 吉右衛門改名一覽 (文化六年〜文政五年)

改名年代	芸名	備考
文化六年	鶴賀加賀歳太夫	鶴賀新内門弟
文化十二年	鶴賀新内	中村座出勤
文政二年	豊名賀蘭太夫	
文政四年	鶴賀嶋太夫	鶴賀門弟
文政五年	豊名賀出雲掾	嵯峨御所受領
文政五年	鶴賀出雲太夫	鶴賀門弟

これに対して、伊之助は芝居出勤までも干渉されては迷惑だとし提訴したが、審理中に誤りだったことを詫び、家元の門弟になり鶴賀出雲太夫に改名し、内済に致したいと訴訟の取り下げを願い、本証文を役所へ提出した。

なお、伊之助の店主名が忠兵衛または忠蔵と記されているが正誤不詳。原文のままを記した。

鶴賀新内節二代目家元鶴賀鶴吉の評判

二代目家元鶴吉(こん)の新内節は多くの人々に好感されて、いくつかの書には評判が載せられている。

古契三娼<sup>①</sup>

「つる吉といった新内のげい者は、どこに今はおりやすへ」  
 「やっぱり村田屋のむかふに居やす」

小林 新内節 鶴賀  
 新内 両家の確執

二枚続吾婦錦絵<sup>②</sup>

「かすかにきこゆるはしん内ぶしも、鶴賀の正統鶴吉が名たる妙音」

「あれ、あの声は鶴吉が新内ぶし、しかもわが名は二人りまへの尾上伊太八、その身もおなじ身うけのとりざた、」

初代鶴賀若狭掾の娘であるおこんさんの鶴吉は吉右衛門にも教えていたが、このように市井の評判もよく、実力のある新内節の語り手であり家元でもあった。

おこんさんは芸名を鶴賀鶴吉と名乗っていたが、後に鶴賀和国・同鶴老へと名を改め、文政十年(一八二七)四月二十六日に没した。享年六十七。鶴如院妙林日相信女<sup>③</sup>。



写真A 新内節 傾情音羽滝

<sup>①</sup>若越郷土研究(福井県郷土誌懇談会)

四 乍恐以書附奉願上候

一四谷伊賀町長五郎店幸次郎方同居仁兵衛妻つち奉申上候、

(前略) <sup>(元文五年)</sup> 同年七月六日、水野備前守様御勤役中御内寄合江被

召出、浄瑠璃渡世御構無御坐、宮古路相名乗申間敷旨被仰付、

宮古路加賀太夫事鶴賀加賀太夫と相改、豊後節ヲ新内節と唱

ひ候節浄瑠璃ニ改正仕家業致罷在、私祖父死失庄兵衛儀右鶴

賀加賀太夫ニ而年月不知若狭掾与相名乗、師家鶴賀之家名相

続鶴賀家元与唱来、右元来申伝へ、私迄四代之新内浄瑠璃永

続仕候儀ニ御座候、

鶴賀新内節家元つちが天保九年(一八三八)八月二十九日、吉右

衛門とその門弟二名および安蔵を相手にして提訴した訴状である。

元文四年(一七三九)さらに翌五年に、奉行所から豊後浄瑠璃と

宮古路姓が禁じられ、門弟は他の浄瑠璃と改姓を余儀なくされた。

家元つちの訴状に

宮古路加賀太夫事鶴賀加賀太夫と相改

と記している。宮古路豊後掾の門弟に確かに鶴賀と称する太夫は実

在しているが、これが加賀太夫か、または、つちの祖父庄兵衛の宮

古路敦賀太夫(後富士松敦賀太夫、鶴賀若狭掾)かなど、その繋

りは未詳である。

また、これは単なる書き誤りか、あるいは鶴賀家元が正統として

敢えて鶴賀姓を冠したかは定かではない。

宮古路加賀太夫を初代に、つちを四代目としている。

(中略) 去る十一月四日相手吉右衛門儀、私流儀新内浄瑠璃ヲ

以都路加賀太夫と相名乗名札差出、相手鉄五郎・同久次郎兩人

共都路相名乗候段、文字相違与者乍申元文の度、宮古路相名乗

申間敷旨被仰出候御趣意失ひ候筋ニ相当り、殊ニ鶴賀起立之宮

古路加賀太夫名前ニ紛敷、私方差障相成候間、右名前者不及申、

兼而差出置候弟子證文之通、浄瑠璃家業相止候様申間候へ共、

相手吉右衛門、同鉄五郎・同久次郎儀、私芸道未熟故都路与申

別流儀相立候申之、心憎難捨置掛合中、去十二月十三日相手

吉右衛門儀私方江罷越、一応之挨拶も不仕三味線取出し持仏ニ

向都路ト申別流新内浄瑠璃可承旨申之、高声ニ弾語り致し立婦、

吉右衛門が新内浄瑠璃をもって都路加賀太夫を名乗ったことか

ら、文字が違うとはいえ元文の頃に宮古路姓を禁じられた趣旨を失

い、とくに鶴賀の興りである宮古路加賀太夫に紛らわしい名に改め

たことは、家業の差し支えになる。

また、相手吉右衛門・同鉄五郎・同久次郎が、

私芸道未熟故都路与申別流儀相立候、

私つちの芸道未熟だから都路という別流儀を立ち上げた、などと心

憎くこのままにしておくことは出来ない」と談判している。

さらに吉右衛門はつち宅を訪ね、鶴賀家の持仏に向かい都路とい

う別流儀の浄瑠璃を聴いていただきたいと、大きな声で弾き語りを

して報告している。

就中南本所横網町五兵衛店相手安蔵儀、

(中略) 無間も新内加賀太夫と相名乗候二付、(文化九年)同十二月中秋母

死失こんろ相手安蔵へ相掛家業差障出入、当御番所様江出訴仕、

御吟味中相手同人申口難相立、新内加賀太夫と申名前相止、私

方直弟子二相成、鶴賀八尾太夫と申芸名差遣候趣之濟口證文差

上、右出入御下ヶ仕候濟、相手安蔵儀追々疎遠いたし、当時岡

本宮古太夫と相改、私方新内浄瑠璃指南仕、弟子共之内岡本為

相名乗師範差出、日々増長仕候間、兼而私方へ取置候弟子證文

ヲ以、此程差障及掛合候処、前書之通師家を相手取り程之者改、

師弟二無之旨申募取敢不申、

先に安蔵は鶴賀新内を名乗ったことを謝り、そのご新内加賀太夫

を名乗ったが、これを先代家元が提訴し審理されたが安蔵が詫び、

家元の直弟子になり鶴賀八尾太夫を名乗った。

そのご安蔵は家元との音信も次第に遠のき、今は岡本宮古太夫に

改め新内浄瑠璃を指南し、弟子にも岡本姓を授け日毎に増長してい

ることから、以前に私方へ差し出してある弟子証文をもつて提訴した。

相手吉右衛門儀者都路加賀太夫と相名乗、鶴賀元祖宮古路加賀

太夫名前二紛數名目二相改、師家之私女子与見掠、往々鶴賀家

元と可相成巧与相見、難捨置再三及掛合候而も、相手吉右衛門

重立同鉄五郎・同久次郎俱々不当之儀申之候段、相手一同其儘

差置候而ハ私方家業差障相成、乍恐難儀至極仕、無是非今般御

訴詔奉申上、(後略)

天保九戌年八月廿九日 四谷伊賀町長五郎店

幸次郎方同居仁兵衛妻

鶴吉事

願人 うち爪印

家主 長五郎印

浅草三好町弥右衛門店

彦次郎事

相手 吉右衛門

右同人方同居

同 鉄五郎

同 久次郎

南本所横網町五兵衛店

同 安蔵

御奉行所様

吉右衛門は都路加賀太夫を名乗り、鶴賀元祖の宮古路加賀太夫の

名に紛らわしい呼び名に改め、さらに

師家之私女子与見掠、往々鶴賀家元と可相成巧与相見、

師家の私つぢを女子と侮り、時々、鶴賀家元になるたくらみと見え、

これを見過ごすことは出来ず、再三にわたり談判したが、相手吉右

衛門と弟子の重立つ鉄五郎・久次郎はそろって不当だと言っている

が、このままでは家業の差し支えになることから訴訟を起こした。

この訴訟を発端にして天保十一年(一八四〇)までの約三年に及ぶ家元と、新内系太夫との係争が続くことになる。

小林 新内節 鶴賀  
新内 両家の確執

## 五 乍恐以返答書奉申上候

一 浅草三好町弥右衛門店吉右衛門奉申上候、

(前略) 私儀ハ同人娘（前略）こん事鶴吉と申者（前略）去ル十七年以前文

政四巳年年中、嶋太夫と申職名貰受、其後同七申年五月中私

儀加賀太夫と改名仕、右鶴吉死去後願人つち事鶴吉儀ハ右こ

ん娘二而、私今浄瑠璃稽古致遣候儀ニ御坐候、然ル処七ヶ年

以前天保二卯年七月中、私多病故音声出兼候二付、師家之事

故加賀八太夫之名前願人つち方江差戻申候へ共、死去致候鶴

吉存生之内（前略）私江頼二付、つち夫仁兵衛与申者は遠国出生二

而御当地江知人も無之、依之私親元ニ相成、右つちへ仁兵衛

嫁合申候二付加賀八太夫名前一旦差戻し候得共、是迄之通不

相替音信仕罷在候儀ニ御坐候、然共私儀ハ別段一中節と唱候

浄瑠璃稽古仕一流語出し候二付、大祖一中之流儀ニ元付、尤

大祖宮古路与は文字違二而、当時都路加賀太夫と相名乗申候

儀ニ御坐候間、全鶴賀節元祖杯相望候存念ニは毛頭無御座候

(後略)

天保九戌年九月十四日

浅草三好町

弥右衛門店

返答人 吉右衛門 印

御奉行所様

先の天保九年（一八三八）八月二十九日、家元つちが吉右衛門お

よび安藏の両者を提訴したが、その訴訟について役所へ提出した返

答書（反論書）である。

この訴訟に対して先ず吉右衛門が提出した返答書で、吉右衛門は鶴賀嶋太夫・加賀八太夫をそれぞれ名乗り、さらに先代家元鶴吉（こん）の死去後、願人つちが吉右衛門から一時的であるが稽古を受けていた。

また、先代家元は生前から吉右衛門を頼りにして、娘つちと仁兵衛（政吉）との縁談では、仁兵衛は遠国生まれで江戸では知る辺もなく、それで吉右衛門が親元になって、つちと仁兵衛との縁が結ばれた。

その吉右衛門は加賀八太夫を家元に返し、これまでと変わらずに音信は続けていた。

しかしながら吉右衛門は特に一中節浄瑠璃を稽古し、都太夫一中の流儀に基づき一流派を語り、ただし、新内浄瑠璃流祖の宮古路姓とは文字ちがいの都路加賀太夫を名乗った。

このことから家元つちは、鶴賀新内節流祖の宮古路加賀太夫に紛らわしい都路姓に改めたことを批判しているが、吉右衛門は一中節浄瑠璃（流祖・都太夫一中、都半中改宮古路豊後掾の師）という流儀を語る都路加賀太夫であり、正当だとしている。

つちの訴状には、

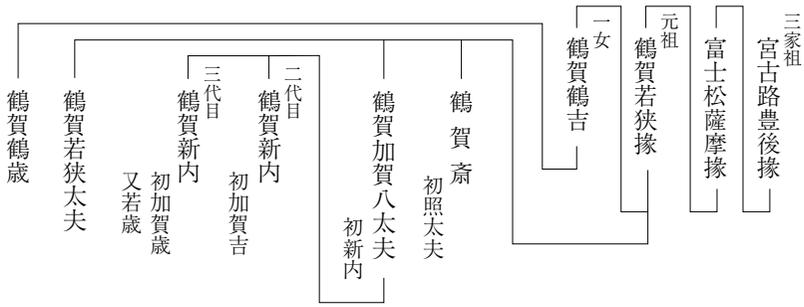
師家之私女子与見掠、往々鶴賀家元と可相成巧与相見

このように不信任を高めているが、これに対して吉右衛門は

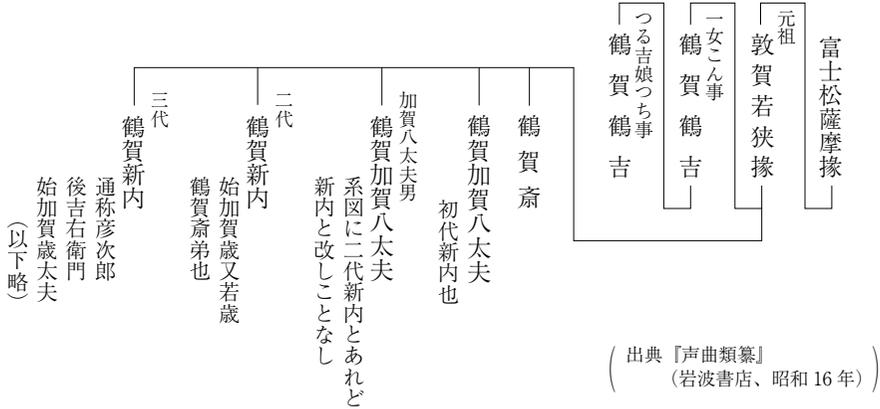
全鶴賀節之元祖杯相望候存念ニは毛頭無御座候

まったく鶴賀節元祖などを望む考えは少しもない、と反論し訴訟に

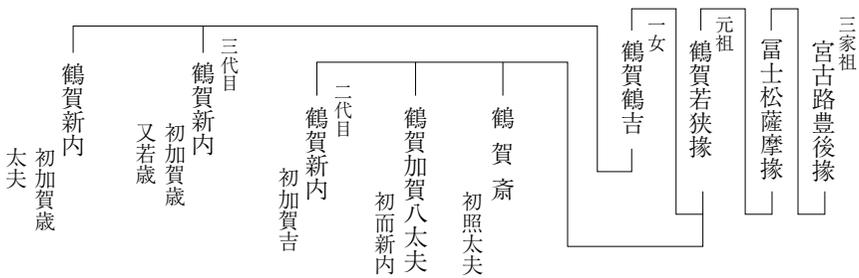
小林 新内節 鶴賀 新内 両家の確執



(出典「二枚続吾嬬錦絵」 (仙鶴堂、文化10年) 国立国会図書館蔵)



(出典「声曲類纂」 (岩波書店、昭和16年))



(出典「新内節浄瑠璃公事書留」 (天保9年) 東京大学総合図書館酒竹文庫蔵)

なった一因を否定している。

なお願人つちの訴状に、相手吉右衛門の住所と名を

浅草三好町 彦次郎事吉右衛門

とあり、この頃すでに吉右衛門は浅草駒形町から程近い浅草三好町に転居し、名も彦次郎から吉右衛門へと改めていたことが知られる。

## 六 乍恐以返答書奉申上候

一南本所横網町五兵衛店安蔵奉申上候

(前略) 然ル処此度願人つちの私を孫弟子二有之由二而、淨瑠璃稽古差障被申立候而ハ誠迷惑仕、願人つち死失こんの芸道稽古ハ致候儀決而無御坐、尤芸名二付私望二而名目相名乗度儀二付、弟子約束之證文仕候処、其後右こん儀心替り仕、名目私へ讓る儀不相成旨申之、私儀も證文破談仕、其節取扱人も立入候間、右之段扱人江相断、私儀ハ岡本宮古太夫と相改、是迄家業仕罷在候、然ル処右こん死失後、私師匠新内之身之上并こん与私之師弟之儀委細候ハ、存儀無之、全師弟之證文を見出し、孫弟子与申立儀与乍恐奉存候(後略)

天保九戌年九月十四日

南本所横網町

五兵衛店

返答人 安蔵

印

御奉行所様

安蔵が提出した返答書には、師である鶴賀新内の没後の様子を述

べている。師が亡くなった際には寺への付け届けや年忌も全て安蔵が執り行い、また残された妻女を三ヶ年もの間を面倒を見て、そのご妻女の再縁をも世話している。

なお返答書に願人つちから安蔵は家元の孫弟子だとして訴訟したことに対し、先代家元こんから芸道の稽古を受けたことなく、ただ、安蔵が望む芸名を名乗りたいことから弟子約束の証文を差し上げた。

そのご、こんは違約して芸名は譲れないと言い、安蔵はこの約束を破談にし、この時、仲裁人も立ち入ったが、このことを仲裁人に断つて安蔵は岡本宮古太夫に改めた。

しかし、こんが亡くなった後に残されていた師弟の証文を見つけ出し、細かいきさつも知らずに孫弟子だと言いついて立っていると反論している。

このように安蔵は家元の弟子ではないと否定し、このまま岡本流をもって家業を続けられることを望んでいる。

願人の訴状、相手の返答書が出揃ったことで役所の係官は双方が主張する内容を理解・精査し、当事者の和解にむけてどのような手立てを考えていたのであろうか。

四谷伊賀町長五郎店

一家業差障出入

幸次郎方同居

仁兵衛妻

願人 つち

浅草三好町

弥右衛門店

彦次郎事

相手 吉右衛門

外式人

南本所横綱町

五兵衛店

相手 安藏

右出入追々取調候処、相手之内吉右衛門外式人は対談相整、安藏儀之返答書ニ願人つち母こんふ芸道稽古致候儀決而無之、尤芸名ニ付望之名目相名乗度故弟子約束之證文入置候処、其後こん儀違約致候、右名目讓不申候間、安藏は破談致候、

(中略) 同人弟子證文今以願人手元ニ有之、其節取扱候者共

死失致候上ハ申口ニ難立候間、何れニも訴詔方弟子筋与相心得可申、乍併訴詔方つち儀も卅年来岡本相名乗居候を其儘ニ

致置、今更差留候も不穩

先ず相手吉右衛門と他二人(鉄五郎・久次郎)とは話し合いで解決したが、安藏が先代家元と交わした芸名授受の件は、家元こんの違約によって破談になった。

その折りに安藏が提出した弟子証文が今もって家元方に残され、破談にした当時の経緯を知る仲裁人もすでに亡くなって、安藏が家元の弟子ではないとの主張は立証が難しく、家元の弟子と承知すべからざるである。

しかし訴訟方つちも三十年このかた、安藏が岡本姓を名乗り家業

しているのを放置し、今になって止めよとはおだやかではない。

猶取調候処、訴詔方つち儀、相手安藏一代限鶴賀吉門弟与申肩書ニ而岡本八尾太夫と申芸名相名乗、同人門弟は只今一同鶴賀与相改候坎、

今般安藏儀願人方弟子与相極候上ハ、同人門弟相増候へハ、自然家元之繁昌ニ相成候儀故、安藏一代岡本可為相名乗与迄、訴詔方勘弁致し候上ハ、永々為相名乗候而も、素々遊戯之儀、強而之差障は有之間敷被存候而、以来ハ岡本与相名乗安藏弟子共之内、芸名相名乗候節ハ家元江趣意金相贈候趣ニ而、相当可仕哉ニ奉存候間、訴詔方へ利害申聞候へ共、折合不申候間、御再席へ差出可申候哉

(本庄半生)  
亥九月

磯貝七五郎

さらに聴取したところ、訴訟方では安藏を一代限り鶴賀吉門の門弟という肩書きで岡本八尾太夫を名乗り、同人門弟の皆が今すぐに鶴賀と改めるべきか。

このたび安藏が願人方の弟子と決まれば門弟も増し、自ずと家元の繁盛になることだから、安藏一代は岡本姓を名乗ってもよいとまで訴訟方で許しているが、長い間を名乗ってはいても元々は遊戯のことだから、さほどの差し障りにはならないと思われ、今後は岡本を名乗り、安藏の弟子で芸名を名乗りたい時には、家元へ礼金を贈るといふ考えは妥当かと思われ、訴訟方へその得失を説得したが合意には至っていない。

右のように役所の係官は所感を述べているが、この中で安蔵は家元の門弟ではないと頑なに否定しているが、

何れにも訴詔方弟子筋与相心得可申

と安蔵の主張は難しいとしている。

また、家元つちも岡本姓をもつて家業しているのを三十年も放置し、この二点が今後、解決すべきことが明らかになった。しかし、

素々遊戯之儀、強而之差障は有之間敷、

厳しい修業にも耐え、実力を認められて初めて芸名を授けられる芸道を、係官は安易に考えているように見受けられる。

## 七 入置申一札之事

浅草三好町弥右衛門店彦次郎事相手吉右衛門義

(前略)去る八月晦日御訴訟被成御吟味中、都路与申芸名難相立、心得違之段御察斗請、御利解相弁一言可申立様無御座、依之以来都路加賀太夫与申鶴賀家元の浄瑠璃三味線共吉右衛門外式人急度相止メ、以来自作別流杯与唱、新規之儀致間敷旨を以、心得違之段折入而相詫候二付、同人江當時有来候他流音曲被差免候上は追而相学ひ芸上達免許請候節は、其師匠今貴殿江相断、決而無沙汰ニ芸名相乗申間敷旨被申聞、兼而入置候弟子證文消印被致、慥ニ見届一同忝仕合存候、

先に吉右衛門は都路加賀太夫を名乗ったが、これは元文の頃、奉行所が豊後節と宮古路姓を禁じた趣旨を失うもので、また、鶴賀新

内節の流祖・宮古路加賀太夫の呼び名に紛らわしいことから家元方が訴訟を起こした。

これに対して相手吉右衛門は、これは一中節浄瑠璃という別流儀をもつて都路加賀太夫を名乗ったもので、宮古路とは文字違いである」と反論したが、当事者間で話がまとまり、吉右衛門と弟子たちが誤りを認め、提出した詫証文である。

本証文では都路姓を名乗ったことは間違いだったことを認め、今後は鶴賀新内浄瑠璃・三味線は必ず止めて、他流儀の音曲を学び芸名を名乗る時には前もつてお知らせし、断りなく芸名を名乗らないこととで、以前に差上げた弟子証文を消印されたことに礼を述べている。

然る上は前書取極の趣弟子共へ申聞承知連印別紙一札取之、則此書面江相添相渡候、向後吉右衛門弟子共儀、対談違交致候欵、不依何事新規之儀取斗候節は、一同何様御取斗被成候共一言之儀不申、貴殿差凶次第異儀申間敷候、為後日入置申一札、仍而如件、

天保十亥年八月廿二日

浅草三好町弥右衛門店

彦二郎事

吉右衛門

右吉右衛門弟子同人方同居

鉄五郎

右同断久二郎煩二付

吉右衛門

元祖

鶴賀鶴吉との事

おつちとの

このように取りきめたことを弟子たちも承諾し、別紙に捺印した連印一札を本証文に添えて渡します。

今後は約定に反することはなく、新たなはかり事があれば、いかなる措置をなされても不服は言わず、あなた様の指図に従い異議は申しません。

## 八 差出申連印一札之事

一 今般都路加賀太夫与申芸名相立不申候二付、右芸名は不及申鶴賀家元願人方之浄瑠璃三味線共被相止め、当時有来候他流音曲被差免、追而上達其師匠分免許請候節は、願人方へ及断無沙汰ニ芸名不相名乗段御申聞承知仕候、然る上は銘々相名乗候都路鶴賀家元之浄瑠璃三味線共急度相止、後日貴殿江御迷惑相懸候儀致間敷候、万一心得違之儀有之候節は貴殿思召次第御取斗ひ可被成候、

其節決而異儀申間敷候、為後日連印一札、仍而如件

天保十亥年八月廿二日

浅草寺地中明恩院地借

金兵衛店

政太郎

同居

勝之助

(以下略)

二十一名・住所・家主・証人

彦次郎事

吉右衛門殿

このたび都路加賀太夫名と願人方の浄瑠璃三味線を止め、他流音曲は許されたので、いずれ芸名を名乗る時には願人方へ前もってお断りし、お知らせなく名乗らないことを承知しました。

各自が名乗っていた都路や、家元の浄瑠璃三味線は必ず止めて、後日、あなた様にご迷惑をおかけすることは致しません。

万が一、約束に反した時には、あなた様のお考え次第にお取り計らい下さい。

吉右衛門は天保八年（一八三七）十一月、都路加賀太夫を名乗ったが、これは元文四年（一七三九）に豊後節を禁じた趣旨に反することから誤りを認め、今後は都路を名乗らないことを詫びて証文を差し上げた。

都路姓を名乗っていた弟子たちもこれに従って承諾し、政太郎（津賀太夫）を含めた二十三名の住所・家主・証人を記した連印証文に、師である吉右衛門が奥書をして保証をしている。

吉右衛門と弟子が家元方へ詫一札を差し上げたことにより、家元つちとの訴訟は和解に至った。

先に吉右衛門および弟子とは話がまとまり解決したが、役所では

小林 新内節 鶴賀  
新内 両家の確執



写真B 新内節 二重形扇屋漆

一方の安蔵方とはどのようにして和解に導こうと努めていたのであろうか。

別紙之通取調、<sup>(天保九年)</sup>去戌年九月安房守殿御再席御聞被成候処、願人方二而ハ永々岡本と可為名乗候間、安蔵弟子共ハ芸名差遣候節は、免状へつち方二而奥印致度旨申之、右二而ハ安蔵方差支之儀有之候旨申之候得共、今以願人方二弟子證文有之候上ハ、何れニも師弟之儀者難遁候間、岡本と申苗字相立候ハ、安蔵方申分者無之哉二奉存候間、右之趣再応利害申聞候得共、相弁不申候、

<sup>(天保十一年)</sup>  
子四月

磯貝七五郎

吉右衛門一門と家元方との話がまとまり和解したが、安蔵について

ては家元から長い間を岡本と名乗っていたことでもあり、安蔵と弟子へ芸名を遣わす時には免許状に鶴賀の奥書印形を致したいと言いつ、これでは安蔵方では差し支えがあると云っているが、今もって願人方に安蔵の弟子証文が残されている上は、何れにしても師弟であることは避けられず、岡本の芸姓が続けられるのであれば何も言うことはないと思われるが、この考えの利害を再度いい聞かせました。が理解が得られていない。

免許状に鶴賀家元の奥書印形があることは鶴賀家元の門弟を意味することから、安蔵方では反対している。しかし、

今以願人方二弟子證文有之候上ハ、何れニも師弟之儀者難遁候間、

と役所では安蔵の鶴賀門弟は止むを得ないと判断している。

先代家元こんと安蔵が交わした芸名の授受が破談になり、また、当時の経緯を知る仲裁人二人もすでに亡くなって、弟子証文だけが家元方に残された状況の中で、今は亡き鶴賀新内の師恩、岡本姓への愛着、門弟の行く末など、安蔵の胸中は複雑だったのではと推測される。

## 九 差出申連印一札之事

(中略) 永々岡本与相名乗度段申立候得は、御再席へ被召出、安蔵并同人弟子共一同一代限り岡本可相名乗旨於 御白洲双方御利解之上奉承伏候、然る上は此度取調候人数之外、以来新規

二芸名貫請度与申者有之節は、安藏方二而免許差出し、右江貴殿方二而奥印可被致、其節為祝儀金百疋名取之者今差出し、一同承知致候、且銘々死失跡相統之者は鶴賀卜可相改段是又納得仕、向後岡本流与申唱ひ候儀は相止可申候、為後日入置申連印一札、仍如件、

天保十一子年六月

深川永代寺門前山本町

喜美太夫

神田新銀町

宮路太夫

浅草寺中

安富

音羽町

宮細

外 百式十三人

旅行 七拾五人

この後も岡本を名乗りたいと申し出ていましたが、一代限り岡本を名乗ることを許すとお役所様の意向を双方が納得して承知いたします。

今後、新たに芸名をいただきたいと望む者は安藏方で免許し、この免許状に家元が奥印いたし、その時には祝儀金百疋を名取に昇進する者から差し上げますことも承諾いたします。

また、各自が亡くなった後でも芸道が続けたいと望む者から鶴賀

姓に改めることも承知し、この後は岡本流と称することは止めることに致します。

長い間にわたる鶴賀家元と安藏との係争は、安藏が鶴賀門弟という形で終結した。しかし、三十年間も岡本節として家業を続けてきたことから、一代限り岡本姓を名乗ってもよいと、お役所様の意向を双方が承知し、ここに全てが解決した。

これに従って安藏の弟子たちも承諾し、新たに芸上達して名取に昇進する者は安藏方で免許し、この免許状に鶴賀家元から奥書印形をいただき、その際には金百疋を差し上げることを門弟たちも承知し、捺印した連印一札である。

また、この連印証文には安藏の重立った弟子四名の他に

外 百式十三人、旅行 七拾五人

と記している。これは安藏の岡本宮古太夫が擁する門人数である。

## 一〇 入置申一札之事

南本所横網町五兵衛店安藏儀

(前略) 貴殿方師家ニ相違無之旨聴与相弁一言之申訳無之誤入、

相手安藏弟子共一同鶴賀元祖貴殿方免許請可申処、相手安藏并

同人弟子共数年來岡本与相名乗候二付、右は其儘相名乗度段折

入而相歎候所不承知二付、双方今其段申立候所、御再席江被召

出厚キ御利解有之候二付、貴殿方格別之御勘弁を以、以來安藏

一代限り岡本宮古太夫与為相名乗、尤芸道跡式相統之者今鶴賀

二相改、元祖之免許請候様、同人当時名取之弟子共義も安蔵同様一代限り岡本可相名乗旨被申聞、一同忝奉存承知連印致候、

あなた様が師家に相違ないことを確かに承知し、ひとこと申し訳なくお詫びし、安蔵と弟子たち一同は鶴賀元祖のあなた様から免許をお受けするところを、安蔵と弟子は何年も前から岡本と名乗っています、これまで通り名乗りたいと切に願っていました却不承知のため、双方からこの事をお役所様に申し上げましたところ審理の席に呼び出され、私共の願いがご理解いただき、あなた様からも特別に許されて、今後、安蔵一代限り岡本宮古太夫を名乗り、この後も芸道が続けたいと望む者から鶴賀姓に改め、鶴賀元祖の免許をいただき、安蔵の弟子でいま名取の者たちも安蔵と同じく一代限り岡本を名乗ってもよいと聞かされ、一同はありがたうお受けし連印いたします。

尤以来名取弟子有之節は、我等死失後四人之もの今免許差出し候筈、掛合之上鶴賀元祖之奥印請可申候、尤右為祝儀金百疋差進候筈取極可申候、然る上は向後岡本節は認、亦は相唱候我意相止、鶴賀一流浄瑠璃与相弁、師弟之音信籠略致ス間敷候、(後略)

天保十一子年七月

南本所横綱町

佐兵衛店

八尾太夫事

元祖鶴賀

おつちとの

今後、名取に昇進する弟子あれば安蔵の亡き後、別紙四人の者から免許を家元方へ差し上げますことを話し合い、鶴賀元祖の奥書印形をお受け致します。

もつとも、その節は祝儀金百疋を差し上げますことも取り決めました。

このように決まりましたので、今後は岡本節を認めたり言いはる勝手なことは止めて、鶴賀一流の浄瑠璃と弁え、師弟の音信はおろそかには致しません。

安蔵は文化十年(一八一三)に鶴賀八尾太夫に改め、そのご岡本宮古太夫を名乗った。しかし、家元方では岡本姓と新内浄瑠璃は認めず、天保九年(一八三八)以降における一連の訴訟に及び、安蔵は鶴賀家元に弟子証文が残されていること、また役所の仲立ちもあり師家と認め、家元方との訴訟は漸く和解するに至った。

安蔵は、この詫一札の末尾に「八尾太夫事安蔵」と記している。これまでの訴訟(願人・返答書)では全て安蔵と署名しているが、敢えて「八尾太夫事安蔵」と記したのは何故であろうか。何んとも奇異に感じられるが、つぢの母である二代目家元こんから遣わされた八尾太夫名をもって、「鶴賀家元の門下」との意思を明確に示したものであろう。

一 一 差上申済口証文之事

四ツ谷伊賀町長五郎店幸次郎方同居仁兵衛店（兼カ）つち奉申上候、我儀芸名鶴賀鶴吉与名乗、新内節与唱候浄瑠璃指南仕罷有候、鶴賀元祖之儀は元文四未年中、宮古路加賀太夫与申もの、年来豊後節浄瑠璃家業三座芝居江出席仕罷有候者二有之、同年十月中前書宮古路与相名乗候儀は勿論名札差出し人寄等致間敷旨、被仰渡家業相休、翌申年六月中右浄瑠璃家業仕段

石川土佐守様御勤役之節同  
御番所様へ奉窺候所、同年七月六日

水野備前守様御勤役中、御内寄合江被召出浄瑠璃渡世御構無御座、宮古路相名乗申間敷旨被仰付、宮古路加賀太夫事鶴賀加賀太夫与相改、豊後を新内節与唱候節付浄瑠璃二改直し家業致罷有、

元文四年（一七三九）、同五年に宮古路豊後掾が創始した豊後節と宮古路姓が奉行所から禁じられ、門弟は他の浄瑠璃と改姓を余儀なくされた。

門弟の宮古路加賀太夫は鶴賀加賀太夫に改めた。訴状と同じく宮古路加賀太夫事鶴賀加賀太夫与相改、

とあり、書き誤りか、または鶴賀家元が正統として鶴賀姓を冠したかは明らかではない。

（中略）去十一月廿四日相手吉右衛門儀私流儀新内浄瑠璃を以、都路加賀太夫与相名乗名札差出し、相手久次郎・鉄五郎兩人共

都路相名乗候段、文字相違与八年申元文之度宮古路相名乗申間敷旨被仰渡候御趣意ヲ失ひ候筋二相当り、殊二鶴賀起立之宮古路加賀太夫二紛敷、

吉右衛門は新内浄瑠璃をもって都路加賀太夫を名乗り、弟子の久次郎・鉄五郎も都路を名乗り、文字の相違とは言いながら元文の頃に奉行所から宮古路姓を禁じた趣意に反することになり、さらに鶴賀流祖の宮古路加賀太夫の呼び名に紛らわしい名に改めた。

就中南本所横網町五兵衛店安藏儀は私方孫弟子二有之、廿ヶ年以前文化九申年十月中鶴賀新内与名乗、葺屋町羽左衛門狂言座江看板差出候を、私方ゝ差障候迎私母鶴吉事死失こん相手取当御番所様江出訴仕、御吟味中相手安藏義鶴賀新内与相名乗候心得違相詫、以来右躰之儀は勿論紋所等鶴賀二紛敷義致間敷済口証文差上之同年十一月中御下ヶ仕候、

相手安藏は家元の孫弟子であり文化九年（一八一二）十月、鶴賀新内を名乗り市村座に名前看板を掲げたが、家元こんから差し支えがあると抗議した。安藏は提訴したが結局、誤りを認め済口証文を差上げた。

相手吉右衛門儀都路加賀太夫与相名乗、鶴賀元祖宮古路加賀太夫名前に紛敷名目二相改、師家之私女子与見掠、往々鶴賀家元与可相成巧与相見、難捨置再三及懸合候而も、相手吉右衛門重立同鉄五郎同久次郎俱々不当之儀申之候段、相手一同其儘差置候而は私方家業差障二相成、

相手吉右衛門は都路加賀太夫を名乗り、鶴賀元祖の宮古路加賀太

夫の名前に紛らわしい呼び名に改め、さらに師家である私つちを女子と侮り、ときどき鶴賀家元になるたくらみのようだ、と先鋭な文言をもって吉右衛門を非難し、相手吉右衛門・同鉄五郎・同久次郎をそのままにして置くことは私方の家業に差し支えるとして天保九年（一八三八）八月二十九日、提訴した。

（中略）相手吉右衛門其外弟子共へ一同鶴賀元祖之浄瑠璃三味線共相止、向後自作別流抔与唱江、願人方浄瑠璃二紛敷新規之儀致間敷旨、相手吉右衛門師弟之者共分別紙詫一札願人つち方へ差出し、願人方二而も有来候他流音曲之儀は、其師匠分願人つち方江及断候上、相名乗候儀は不苦旨取極、

吉右衛門は都路姓を名乗ることは難しく、今後は自作の別流儀などと称し、願人方の浄瑠璃に紛らわしい流儀は止めることを、吉右衛門および弟子たちから詫証文を願人方へ差し上げた。

願人方では従来からの他流儀の音曲を名乗る時には、その流儀の師匠から願人方へ前もってお知らせし、名乗るのであれば差し支えないことを取り決めた。

相手安藏儀は願人つち方門弟二無之旨、其外品々不取留儀返答書を以申立、岡本与芸名相立度旨強而申懸候、心得違之段御利解之上相弁不調法至極奉恐入、向後願人方へ師弟之音信可致旨折入而相詫、相手安藏一代限り岡本相名乗度旨相歎、同人弟子共儀も右同様にて願人つち儀御利解奉承伏、相手安藏一代限り宮古太夫与申芸名差遣シ岡本為相名乗、同人名取弟子共式百六人之者共義、銘々一代限りは其儘差置候筈、

もう一方の訴訟相手である安藏は願人つち方の門弟ではないと、その他いろいろ要点のはつきりしない返答書をもって願い出て、このまま岡本姓を立てたいと強いて申し入れた。

また、これまでの心得違いを詫び入れて一代限り岡本を名乗りたいと切に願い、弟子たち皆も同じ思いであることから、願人つちもその強い思いを聞き入れて、一代限りは岡本宮古太夫名を遣わし、門下の名取や弟子たち二百六人もそれぞれ一代限りは岡本姓に変わりはなくしている。

（中略）相手安藏詫書并弟子共承知印一札願人つち江取之候上は、外に御吟味可奉願上候儀毛頭無御座、以来双方無申分、右出入熟談内済仕、偏ニ御威光与難有仕合奉存候、依之為後證済口證文奉差上候、仍如件

天保十一年七月十二日

四ツ谷伊賀町長五郎店

幸次郎方同居仁兵衛妻

願人 つち

家主 長五郎

五人組 亀三郎

名主茂八郎

代 次 助

浅草三好町弥右衛門店

相手 吉右衛門

同人方同居

久次郎

同鉄五郎煩二付

代 民五郎

家主 弥右衛門

五人組 嘉兵衛

名主庄左衛門煩二付

代 弥兵衛

南本所横網町清兵衛店

相手 安藏

家主 清兵衛

五人組 伊兵衛

名主官次郎煩二付

代 弥兵衛

以下、深川永代寺門前山本町・神田新銀

町・音羽町・浅草寺地中観智院地借・各

町の家主・五人組・名主・引合人、略之

御番所様

安藏から出された託証文を弟子たちも承諾し、捺印した証文を願  
人方へ提出し、他に審理をお願いすることは少しもなく、内済に致  
したいと済口証文を差し上げた。

三代目家元つちから役所へ提出された済口証文は、二代目家元の  
代から係争されてきた新内系太夫との訴訟と、三代目家元が天保九  
年（一八三八）八月二十九日、提訴に対して内済（和解）に至るま

でを総括した内容になっている。

家元方と吉右衛門および安藏との交渉で双方が納得し内済を願  
出ていることから、これまでの示談の経緯と合意内容を記した済口  
証文を役所に提出した。

提出された済口証文は家元つちが提訴した訴状と大方は同じであ  
るが、合意内容などが含まれているので、かなりの長文になっている。  
しかし、願人（訴訟人）の訴状および相手方から提出された返答  
書などから、次の事が明らかになった。

一 安藏は二代目鶴賀新内の亡き後、文化七年（一八一〇）に鶴  
賀新内の名跡を襲名し、文化九年（一八一二）に訴訟される  
までの約三年間を、吉右衛門より先に鶴賀新内を名乗った。

一 吉右衛門の通称はこれまで彦次郎・吉右衛門とされていたが、  
初名は伊之助であったこと。また、後に三代目家元になるつ  
ちと仁兵衛との縁談では、吉右衛門が仁兵衛の親元になって  
夫婦の縁が結ばれた。

一 鶴賀家三代目家元つちの夫庄兵衛の初名が政吉で、後に仁兵  
衛を、さらに鶴賀家当主・庄兵衛を名乗った。

などが新たに分かった。  
これまで鶴賀家元と吉右衛門、安藏に関わる訴訟について記して  
きたが、特に目立つのが吉右衛門が頻繁に芸名を変えていたこと  
である。

その理由はまだ明らかではないが、鶴賀加賀八太夫（初代新内）、  
二代新内（加賀歳・若歳）へと受け継がれてきた新内の一流派を立

てたい宿願が心底にあったのではなからうか。

家元を頂点にした社中であつて、このように訴訟が起きることは、それだけ新内節の評判が高まつて、技量のある新内系太夫への入門者が増し、家元の地位を脅かす程の勢力になったことも背景にあつたと考えられる。

とくに吉右衛門の芸名が芝居番付にもたびたび見られ、彼の芸歴・技量などから

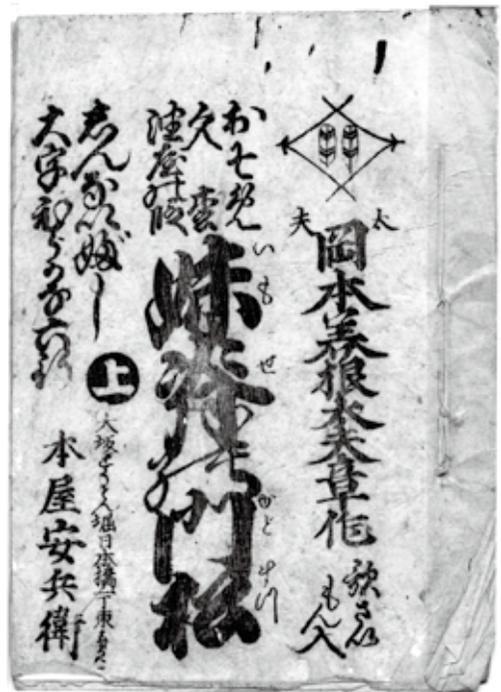
師家の私女子と見掠、往々鶴賀家元と可相成巧と相見

とまで警戒した。また、吉右衛門は家元の許しなく芸名を変え、それも流祖の宮古路加賀太夫に紛らわしい都路加賀太夫に改めたことも訴因になっている。

しかし、三代目家元が天保十一年（二八四〇）七月十二日、吉右衛門との示談が成立し濟口証文を提出したが、その翌年の天保十二年（二八四一）三月十九日、新内の一流派を興す願望も空しく吉右衛門は没した。享年未詳、即得院究竟日果信士<sup>(4)</sup>。

一方の安蔵は、鶴賀二代目家元さんから教えを受けたことはない<sup>(5)</sup>と頑なに否定してきたが、弟子証文が今もつて家元方に残されていることから鶴賀門下になり、岡本姓と新内浄瑠璃は許されて岡本宮古太夫を名乗ったが、嘉永五年（二八五二）に没した。八十三歳、際誉本了信士<sup>(5)</sup>。

この岡本宮古太夫の流れをくむ岡本美根太夫が、新内節に説教祭文を取り入れて「説教源氏節」と称する一流派を立て、幕末から明治頃にかけて流行した。一般には「説教源氏節」を略称して「源氏



写真C 源氏節 妹背能門松

節」と呼ばれ、その源氏節太夫の墓石が残されている。

京都市中京区裏寺町六角上ル

誓願寺

(正面)

岡本美の松墓

(右面)

父 近江屋萬助

母 あふみ屋以し

(台石)

二代目

建□

美の松 營之

(左面)

岡本美根太夫

岡本美喜（松丸）□

## おわりに

宮古路豊後掾が創始した豊後節（宮古路節）を新たな曲節に改めて派生した新内浄瑠璃は、鶴賀家元に帰することが改めて認められ、新内浄瑠璃に関わる全てが鶴賀家元に在ることが確定した。

しかし、これまで二代・三代の家元が首尾一貫して家元の許しなく、新内浄瑠璃と鶴賀姓を名乗ることは認めない、との固い決意は次の記事によっても知ることができる。

### 新内節の事<sup>(6)</sup>

（中略）鶴吉は若狭掾が娘也、行年五十九文化十三江戸の産、本所一つ目に住む、近頃新内が名は彼が家に預るれ、鶴賀のゆるし文は正統鶴吉より出し来れり

この「新内節の事」は文化十年刊『二枚続吾婦錦絵』に載せられているから、この記事を引用したもので、これによって訴訟に及んだ鶴賀・新内両家の確執のすべてを物語っている。

そして、鶴賀家元が文化年間から長い間にわたった吉右衛門と安藏との一連の係争は、ここに終結した。

今日では新内節が多くの人々に親しまれ、河東・義太夫・常磐津・清元などの浄瑠璃と共に古典芸能としてテレビ・ラジオで放送され、愛好者は仕事の合間などには、や、鼻にかかった声で一ふし口ずさ

み、宴席では自慢の喉で披露した。

新内浄曲界の戦前戦後では岡本文弥師・新内志賀大掾師が、近年では鶴賀若狭掾師・新内勝英太夫師が艶のある豊かな声量をもって活躍されている。

また、新内節は映画・演劇・歌謡曲などの題材にもなり、民謡では珍しく「新内入り江差追分」<sup>(7)</sup>がある。

新内節の鶴賀家元である二代目家元・鶴吉（こん）、三代目家元・鶴吉（つぢ）の母娘が、義理としがらみの狭間に苦悩しながら危機を乗り越え、家元の地位と権威を守りぬいた。

このように歴史の一端を秘めて、伝統ある鶴賀流家元が今に受け継がれている。

この小稿を草するにあたり、先人の高著から多くの学恩をいただきました。謹んで感謝を申し上げます。

### 注

- (1) 「古契三娼」（徳川文芸類聚第五）国書刊行会、一九一四年。
- (2) 式亭三馬『二枚続吾婦錦絵』（仙鶴堂、文化十年、国立国会図書館蔵）。
- (3) 岡本文弥『文弥芸談』（同成社、一九六三年）。
- (4) 藤根道雄『新内研究』（藤根道雄遺稿集刊行会、一九七四年）。
- (5) 岡本文弥『新内浄瑠璃古正本考』（同成社、一九七九年）。
- (6) 「北里見聞録 七卷」（近世文芸叢書 第十）国書刊行会、一九二一年。
- (7) 『江差追分』（江差追分会、一九八二年）。